

1、不正行為の有無並びに関与について

告発されました事案以外のバスにかかる不正行為の有無並びに関与事実につき、当社・いすゞ自動車株式会社・東京いすゞ自動車株式会社から構成する「3社合同調査委員会」を設け、調査いたしました。また、日野自動車株式会社とも連携を取り、調査致しました。当社部分について、その結果を以下に示します。

(1)調査結果

上記調査結果からは、当社について以下のことが認識できました。

- 1) 当社受注設計部の社員が、過去に車検書類に記載する重量について虚偽記載をした行為があったことが判明しました。
- 2) 当社品証・サービス部の社員が、過去に車検対策の一部に関与した行為があったことが判明しました。また、当社の協力事業者においては車検対策を直接行った旨の証言もありました。

2、不正な手段で自動車検査証を取得した可能性のある車両の調査について

当社はメーカー(いすゞ自動車株式会社、日野自動車株式会社を言う。以下同じ。)と協力して、残存する全ての重量測定データを調査、分析致しました。

調査対象台数は9,149台〔ジェイ・バス発足後に製作した車両で、宇都宮事業所3,849台、小松事業所5,300台の合計。〕であり、対象期間としては平成16年10月以降です。

この調査結果から不正な手段で自動車検査証を取得した可能性のあると判断した車両は以下のとおりです。

	台数	(内数) 宇都宮事業所	(内数) 小松事業所
大型観光・高速路線車	20台	7台	13台
大型路線・自家用車	2台	0台	2台
中型観光・路線・自家用車	2台	0台	2台
小型	0台	0台	0台
合計	24台	7台	17台

製造年度別にまとめますと下表の通りとなります。

宇都宮事業所

製造年(平成)	16年	17年	18年以降	合計
大型観光・高速路線車	0台	7台	0台	7台
大型路線・自家用車	0台	0台	0台	0台
中型路線・自家用車	0台	0台	0台	0台
合計	0台	7台	0台	7台

小松事業所

製造年（平成）	16年	17年	18年以降	合計
大型観光・高速路線車	2台	11台	0台	13台
大型路線・自家用車	1台	1台	0台	2台
中型観光・自家用車	2台	0台	0台	2台
小型	0台	0台	0台	0台
合計	5台	12台	0台	17台

3、対象車への対応

当社は、メーカーと共同して、今後速やかにお客様にお知らせしご理解を頂いた上で、車両重量測定などの仕様確認を行った後、装備品の見直しや乗車定員減による措置を講じ、構造変更申請等の必要な手続きを行いたく存じます。

4、原因について

(1) 当社、メーカー、販売会社との業務分担が不明確

明確な業務フローがなく、また業務分担が不明確であったため、当社は車両重量について保証するとの認識に欠けていた面がありました。

(2) 当社、メーカー、販売会社の責任の所在が不明確

三社の担当者間の約束事で業務を推進してきたことが見受けられ、明確な責任者を指名するということなしに漫然と業務を進めてきたことがあげられます。

関係部署の社員の多くが不正が行われているとの漠然とした認識をもっていたものの、これを改善するという責任は自分ではないという意識から見過ごしてきたといえます。

(3) 法令順守意識が希薄であった

当社は平成17年4月からコンプライアンス活動を開始致しましたが、平成17年の時点で止め得なかったことは、コンプライアンス活動が徹底できず、コンプライアンス意識が希薄であったと判断しております。

5、再発防止対策

当社は把握した原因に基づき、下記の対策を講じ再発撲滅を徹底いたします。

(一部は既に実施済み)

(1) 業務における責任明確化

メーカー・当社・販売会社の三社間の業務の責任体制を明確化致しました。

(別紙1, 2)

(2) 再発防止のための業務フローの作成

受注から納車までの業務フローを平成19年2月に作成致しました。

(別紙3)

その中に、再発防止の「関所」となる検討会及び法規関連仕様会議の開催、関係部長の

責任明確化、社内会議（品証会議）の開催等を明記しました。

また、業務フローに記載してある検討会等の業務手順書を作成致しました。

(3) 社内会議（品証会議）での仕様検討の結果報告

業務フローにも記載しておりますが、平成 18 年 4 月から毎月の品証会議で受注仕様検討の結果報告を実施しております。

今後は品証会議の議事録をメーカーに配布し、商談時の仕様確認に生かす仕組みと致しました。

(4) コンプライアンス体制の確立

平成 17 年 7 月にコンプライアンス宣言を実施致しました。

平成 17 年 10 月以降に毎月コンプライアンス委員会を開催、継続しております。

平成 17 年 10 月以降に内部監査に着手、継続しております。

平成 18 年 6 月にコンプライアンス推進グループをコンプライアンス推進部に改組しました。

これからもコンプライアンス委員会の開催、内部監査を継続実施致します。

加えて、内部通報制度の充実を平成 19 年 4 月末までに実施致します。

(5) 社内規則の見直し

上司の権限の明確化と権限委譲する際の社内規定の見直しを、また、同種の不祥事の再発を防止するためのハドメ策(道路運送車両法・道路運送車両の保安基準の遵守、違反者の懲戒処分等)を立案し、今後も継続・定着させるために社内規定の制定を平成 19 年 3 月末までに実施致します。

(6) 関係役員、社員の懲戒処分、人事異動の実施

社長以下の常勤取締役、常勤監査役、常務執行役員、執行役員等の 7 名及び社員 8 名の計 15 名に対し平成 19 年 3 月 1 日付で社内処分を実施致しました。

処分内容は常勤取締役等 7 名は減俸、社員 8 名は訓戒とし、加えて、部長級 3 名の人事異動を実施致しました。

(7) 教育の実施

コンプライアンス遵守、道路運送車両法等の講習会を関係者に対して平成 19 年 4 月末までに実施致します。

以上

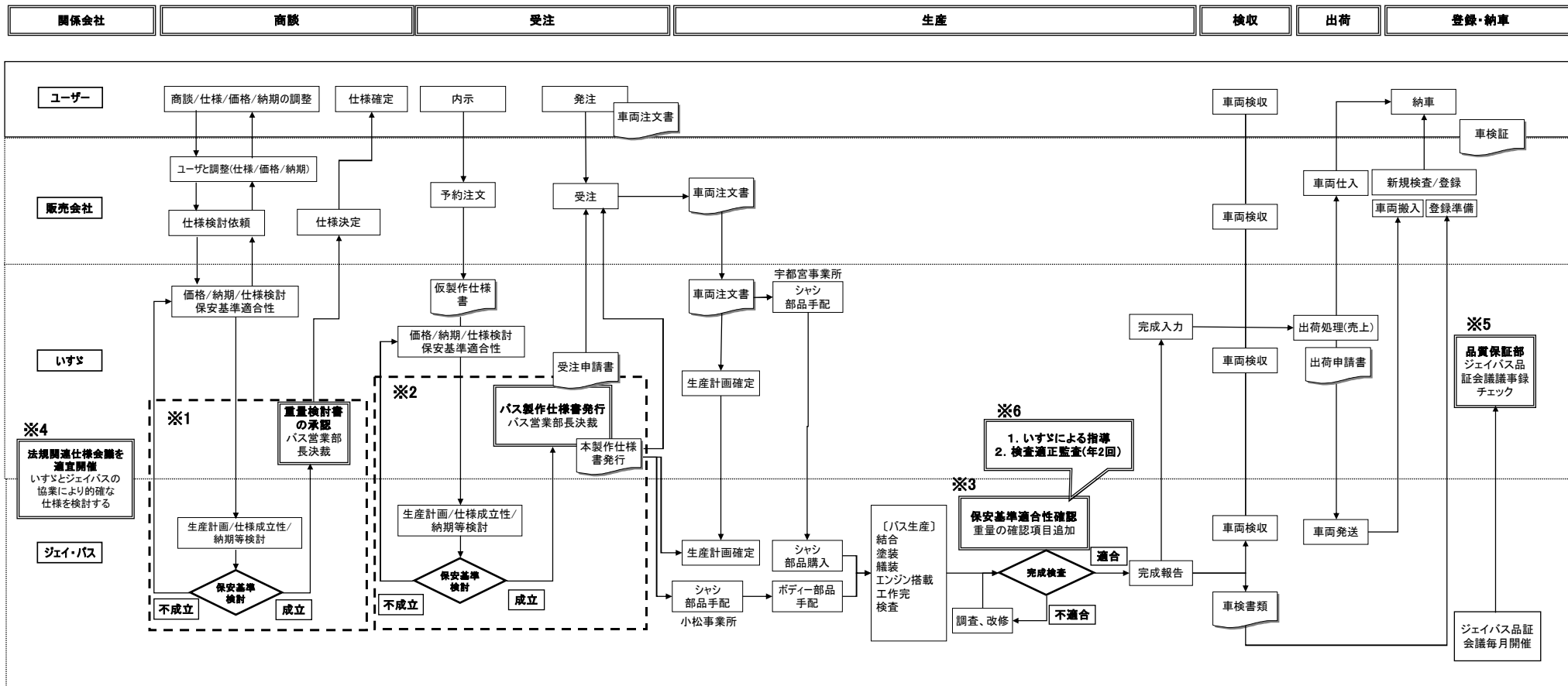
## バスの商談から納入までの業務と帳票(いすゞ自動車殿)

工程	業務内容	販社	いすゞ	ジェイ・バス	帳票等
商談	①販売会社、ユーザー間で商談開始 ↓ ②ユーザーと仕様内容を検討 ↓ ③受注情報に基づき、ジェイ・バスの生産計画に反映 ↓ ④仕様内容・納期・価格等についてユーザーと合意	◎			
受注	①販売会社がユーザーから正式受注 ↓ ②販売会社がいすゞへ車両注文書を送付 ↓ ③当該注文についてジェイ・バスでの生産計画を確定(納期の確定) ↓ ④仕様内容の結果を、「バスボデー製作仕様書」として作成、発行	◎			車両注文書  バスボデー製作仕様書
生産	①いすゞがジェイ・バスへシャシのユニット・部品を支給(売却) ↓ ②ジェイ・バスが「バスボデー製作仕様書」に基づいてボデー部品を手配 ↓ ③生産 ↓ ④ジェイ・バスで完成検査、検査後いすゞへ完成報告を行う		◎		改造概要等説明書等(車検書類)
検収	①ジェイ・バスにおいてユーザー・販売会社・いすゞ立会いのもと車両検収を行う	○	○	◎	
出荷	①いすゞが販売会社に対し出荷処理(売上)を行う(車両の所有権が販売会社へ移転) ↓ ②車両の出荷(発送)		◎		
登録 納入	①車両を検査場へ持ち込み新規検査を受け登録を行う ↓ ②ユーザーへ納車(ユーザーの現地立会要請がある場合はジェイバスがサービス員を派遣)	◎			自動車検査証

◎:主担当 ○:支援



バスの商談から納入までのフローチャート（いすゞ自動車殿）改善後

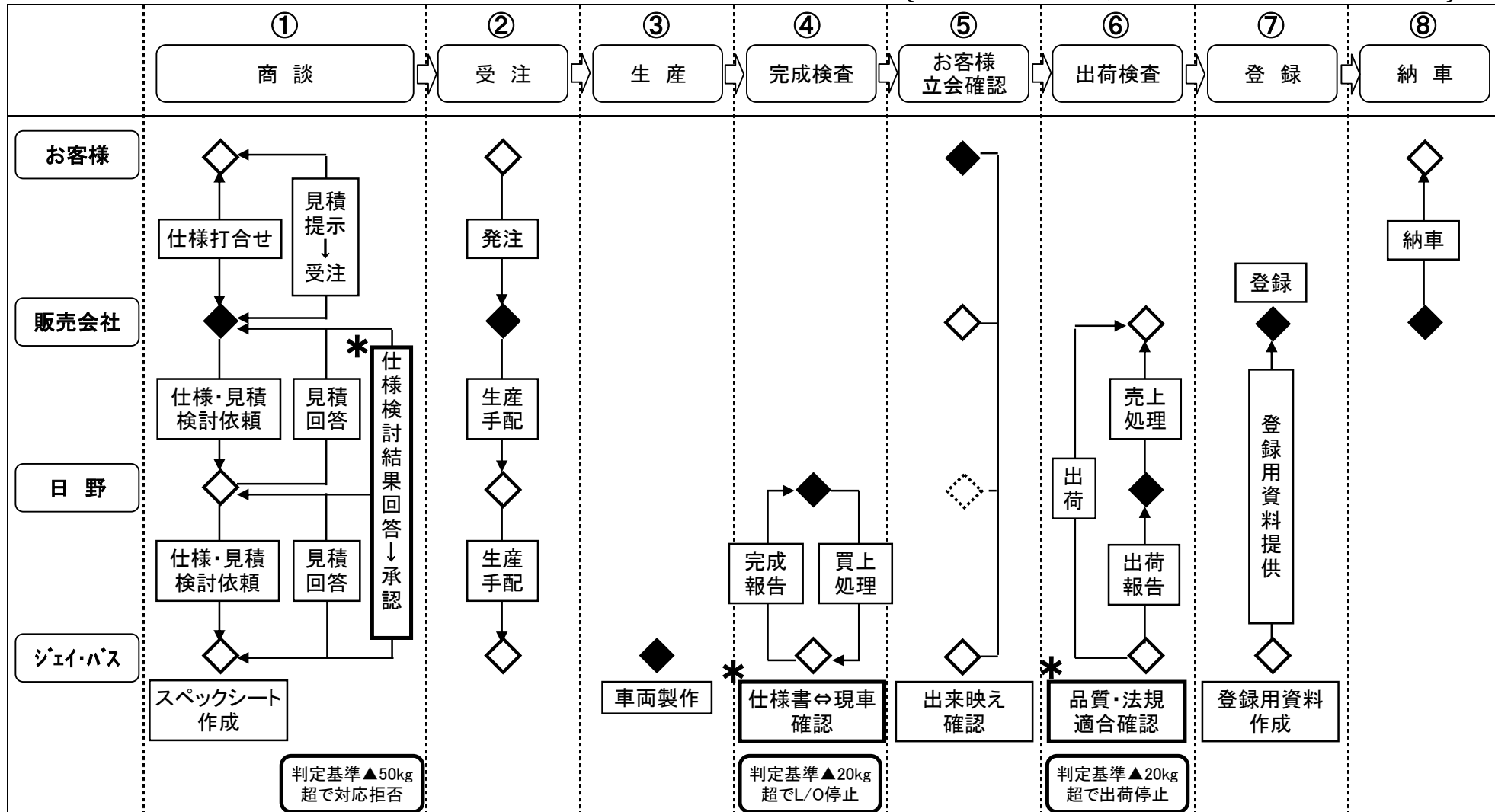


JBUS 6/9

業務フローの見直し  
\*1, 2, 3, 4, 5, 6は改善内容

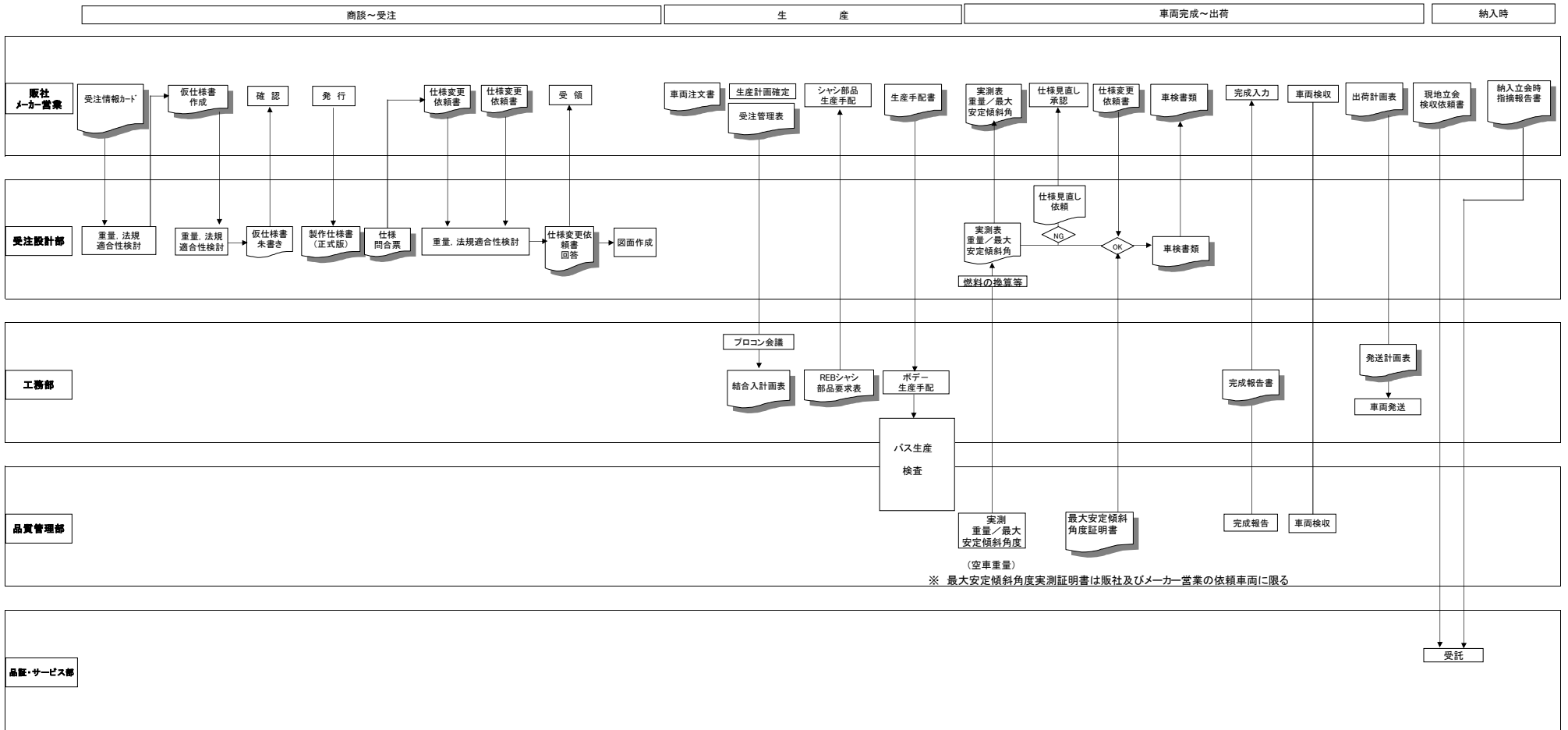
バスの製造に係る商談～納車までの業務フロー(日野自動車殿)

◆:主担当    ◇:担当    ◇◇◇:要請に応じて対応



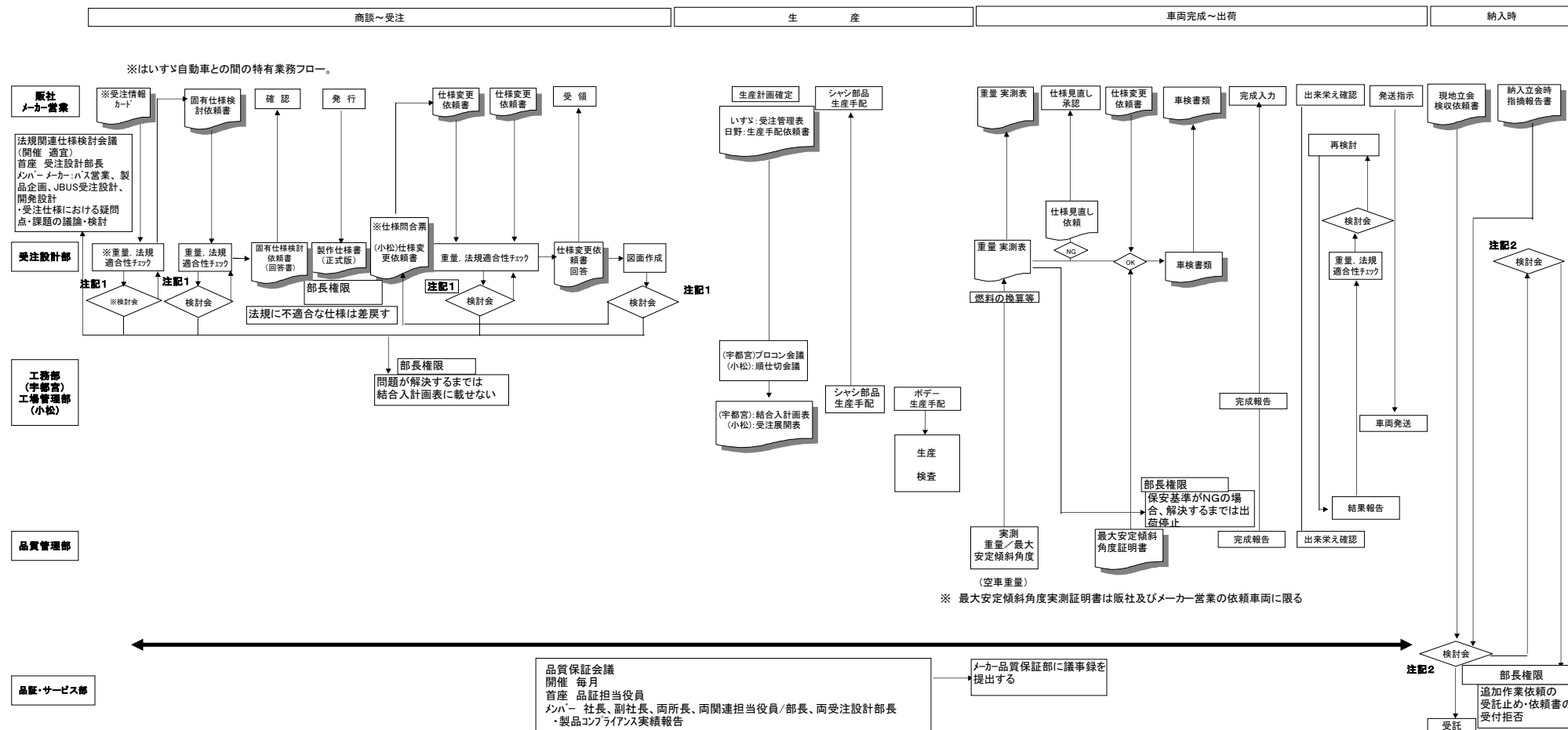
帳票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討依頼書 兼 回答書</li> <li>・質量推定書</li> <li>・仕様シート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産手配依頼書</li> <li>・仕様シート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バス生産実績(整備完成・出車)日報</li> <li>・仕様シート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重量分布計算書</li> <li>・外観図(車体図)</li> <li>・内装材難燃基準適合検討書</li> </ul>
----	--	--	--	--

バスの商談から納入までのフローチャート(改善前)





バスの商談から納入までのフローチャート(改善後)



【注記1】

- ① 適合性の判断は、『法規適合性判断基準』による。小松⇄宇都宮間で共有する。
- ② 検討会は仕様グループGLが事務局となり開催し、首座の部長及びGLが出席、原則部長決裁とする。必要な場合は他部署に出席を依頼する。  
⇒ 結果は担当役員に報告、問題によっては役員決裁を仰ぐ。
- ③ 法規適合性不明な仕様についての最終判断はいすゞ、日野両社に求める。
- ④ 検討結果、法規に適合しない場合は、仕様の見直しを依頼する。

【注記2】

- ⑤ 検討会は、本業務フローに記載する場合以外でも、法規適合性に関する問題が生じた場合は必ず開催する。
- ⑥ 不明な内容は検討会を実施、それでも判断不可能な時は設計に判断を委ねる。